

## 教育委員意見交換会

日時 令和3年9月27日(月) 午後2時00分～午後4時00分

場所 本館地下1階大会議室東側

出席者 日渡教育長、河盛委員、大島委員、宮本委員、鈴木委員、新谷委員  
(事務局)山崎教育次長、松下教育監、橘理事

中山総務部長、江戸学校教育部長、藤本教育センター所長、浦部中央図書館長  
永木教育政策課長、至田教育政策課長補佐、古賀企画係副主査  
渡邊能力開発課長、眞鍋西図書館長、中達生徒指導課長

### 案件

- ・令和4年度小学生すくすくウオッチへの参加について
- ・全国学力・学習状況調査結果の取扱いについて
- ・西図書館の拡充について
- ・校則の見直しについて

#### (案件名) 令和4年度小学生すくすくウオッチへの参加について

令和4年度小学生すくすくウオッチへの参加の意義を議論するとともに、子どもの負担感軽減のために、どのような手法を取ればよいかを議論した。

(主な意見)

・アンケート(質問紙)については、市独自調査で代替できるならば、やめることで負担感は軽減されるのではないか。

⇒特に6年生で全国学力・学習状況調査と同日実施した学校は、子どもたちの負担感があったと聞いているので、アンケート回答をやめることは、負担感軽減につながる。

⇒負担感の軽減という観点では、6年生のわくわく問題(教科横断的な問題)不参加という方法がある。

・わくわく問題そのものは良いものであり、教員にも教科横断的な問題をやらなければいけないのだという認識を持たせる効果がある。

・わくわく問題の個人への結果返却では、レーダーチャートの示され方により、特に低位層の子どもたちにネガティブなフィードバックを与えてしまうのではないかと課題があるとされている。それには、教員が子どもや保護者へ、レーダーチャートの捉え方を丁寧に説明することで対応できるのではないかと。

・5年生と6年生でわくわく問題に参加し、経年変化として確認できるというところにも意義はあると思う。

・わくわく問題は昨年度から始めたものであるため、もう一年実施して、それでも負担が大きくて、かえってデメリットのほうが大きくなるという判断であれば、やめるということも考えていいのではないかと。

**(案件名)全国学力・学習状況調査結果の取扱いについて**

全国学力・学習状況調査結果の取扱いについて今後の公表の目的、対象、内容、方法などについて議論した。

(主な意見)

- ・市の施策の状況分析のために、平均正答率の把握は必要であるが、当該調査の目的の1つは、ひとり一人の教師が子どもたちの特性に応じて、自分の指導法を改善することであり、公表する場合は子どもの頑張りを認め、伸びを評価するものが望ましい。
- ・新しい教育プランのもとで、学力も含めて学校も教育委員会も変わろうとしている姿勢が、「評価をどう見せるか」ということにも表れると思う。その評価の提示の仕方や先生からの説明の内容を聞いて、学校が変わろうとしていると市民は感じる。保護者にも、テスト結果を子どもの励ましに使う必要があるということが伝わる。教育プランが新しくなっただけで変わるというものではなく、教師の気持ちが保護者や子どもに伝わることで、変わっていくものである。

**(案件名)西図書館の拡充について**

西区子育て教育環境整備事業による西図書館拡充工事が完了し、利用開始は令和4年1月予定。西保健センターの区役所への移転に伴う鳳保健文化センターの空きスペースを活用し、1階に保育施設を設置し、2階に、書庫、ラーニングスペースを整備し、西図書館が拡充した。施設面の改善点は、蔵書の収納能力の増加、会議室やラーニングスペースの整備、対面朗読室や授乳室、子どもが利用できるプレスクールゾーンの整備、4階図書館の閲覧席の増加。事業面の改善点は、学校や地域の読書拠点となり、団体貸し出しの利便性が向上すること。

(主な意見)

- ・WiFiの整備状況はどうか。
- ⇒整備に向けて取り組んでいるところ。
- ・お母さんたちや子どもたちが来て、わくわくできる場所になることを期待する。

**(案件名)校則の見直しについて**

令和3年6月の文部科学省の事務連絡を受け、6月22日に堺市立学校に校則の見直しに取り組むように通知。文部科学省の通知をふまえ、社会通念上、合理的な範囲内であるか、学校や地域の実態にしているか、人権的な配慮ができていないかという点についての調査をおこなった。

校則等の内容については、年度当初に児童生徒に周知をしている。また、小学校1年生、中学校1年生の入学時には保護者にも提示しているところ。

校則等の見直しについては最終的には校長先生の権限ということになっている。今回の議論の御意見等を踏まえて児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものにしていくように、そして人権的な配慮ができていないかという点を、積極的に見直すよう改めて留意、検討するように校長に説明し、学校に通知する。

(主な意見)

- ・公立小中学校においては退学などのペナルティーはないが、義務教育での校則の意味は何か。
- ⇒集団の中での基本のルールだと考える。

- ・いろいろな地域の状況に応じて校則というのは作り上げられるものだと思う。
- ・性の多様性なども含めた人権的な配慮は必要。
- ・子どもたちの意見をきちんと吸い上げていくプロセスも大切。